

信頼回復に向けて

当社は、東京都等が発注する舗装工事の入札に関する独占禁止法違反により、2018年3月に公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、国土交通省から、全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るものについて、2018年6月22日から30日間の営業停止処分を受けました。2016年9月及び2017年2月には、アスファルト合材の販売価格に関し、同委員会の立入検査を受け、現在も調査は継続しております(2018年8月末現在)。

これらの違反行為は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反事件について、同委員会の犯則調査を受けた2015年1月以前に生じたものですが、当社は、このような事態に至りましたことを厳粛に受け止め、独占禁止法をはじめとする法令順守のなお一層の徹底と再発防止策の見直し等により、今後も継続してコンプライアンス体制を強化してまいります。

■独占禁止法違反の再発防止策について

1. 業務リスク管理体制の整備

内部統制システム及びコンプライアンスを主管する業務リスク管理部を置き、各事業所を網羅した業務リスク管理体制を整備し、コンプライアンスの維持管理状況をモニタリングしています。2018年4月より、各支店に「支店業務リスク管理委員会」、各事業所に「業務リスク連絡会」を設け、法令順守を更に徹底する体制を構築しています。

2. 内部通報窓口の整備

社内窓口である「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社による「日本道路企業倫理の窓口」、監査役が直接通報を受ける「監査役直通窓口」を設け、社内外から広く情報を募ることとしております。

3. 取締役会による「談合決別宣言」

2016年4月26日開催の取締役会で「談合決別宣言」を決議し、これを当社ウェブサイトに掲載しています。

——談合決別宣言——

当社は、今後、他の事業者と相互に、または他の事業者と共同して、官公庁または民間を問わずこれらが発注するいかなる工事についても、受注予定者を決定せず、当社において自主的に受注活動を行うことを宣言する。

4. 独占禁止法順守基本方針の策定

2015年10月に、「独占禁止法順守基本方針」を定め、携帯用カードに印刷して全役職員に配布・周知しています。

5. 適正な受注活動のための業務運営方法の改善

下記のとおり、恒常的に受注活動の検証を行っています。

- ・同業者との接触における禁止事項の明示、同業者との打合せ等の事前審査・結果確認
- ・営業職員の行動記録の報告書の確認
- ・公共入札に関する社内協議記録の整備・監査
- ・公共入札に関するモニタリングシステムの導入

6. 職員の意識改革の徹底と研修の強化

2015年には、外部講師による独占禁止法の講習会を職域・階層別を実施したほか、小冊子「独占禁止法順守の手引」を全役職員に配付し、独自に製作した映像教材を用いた勉強会を実施しました。2016年には、全職員が独占禁止法順守のeラーニング講座を受講しました。毎年定期的開催する工事、製販等の部門ごとの部長会議・所長会議では、コンプライアンス研修の時間を設けています。また、業務リスク管理担当者等を対象とした研修等を通じて、意識の啓発を図っています。

7. 適切な組織・人事管理

所属長、事業所長の定期的な人事異動を実施しているほか、独占禁止法違反を懲戒該当事項として就業規則に明記し、処分の厳格化を周知しています。

日本道路グループの独占禁止法順守基本方針

1. 「公正かつ自由な競争」を尊重します。
2. 不適切な調整行為にかかわる情報交換、会合・親睦には参加しません。
3. 「公正かつ自由な競争」を阻害する手段を用いた工事営業、JV結成協議、合材営業は致しません。
4. 他の役職員が独占禁止法に抵触する行為に係わっていると思われる時、或いは自らが係わってしまったと思われる時には、その状況を詳らかに記録し会社に報告します。
5. 独占禁止法にかかわる問題の解決に組織として取り組みます。